

平成 30 年度 第 4 回 静岡市健康福祉審議会 児童福祉専門分科会 議事要旨

- 1 日 時 平成 31 年 3 月 5 日 (火) 午後 6 時 30 分～午後 9 時 00 分
- 2 場 所 静岡市役所 清水庁舎 3 階 3 1 3 会議室
- 3 出席者 (委員) 津富委員 (会長)、浅井委員、荒木委員、池ヶ谷委員、
今村委員、太田嶋委員、大橋委員、岡本委員、
垣見委員、木村委員、寺尾委員、徳浪委員、長澤委員、
錦織委員、長谷川委員、松本委員、望月委員
(欠 席) 飯田委員、平岡委員
(事務局) 石野子ども未来局長、安本子ども未来局次長、
橋本子ども未来課長、久保田青少年育成課長、
豊田子ども若者相談担当課長、安本幼保支援課長、
青野参与兼こども園課長、杉山参与兼児童相談所長、
遠藤障害者福祉課主幹、秋山参与兼教育総務課長、
堀田児童生徒支援課長、その他事務担当者
- 4 傍 聴 者 0 人
- 5 議 題 (1) 保育所等の設置認可等に係る意見聴取について
(2) 「静岡市子ども・子育て支援プラン」平成 31 年度の取組予定について
- 6 報 告 (1) 平成 31 年度の主要な子ども・子育て関連事業について
(2) 平成 30 年度アンケート調査 (子ども・子育て支援プラン策定に向けた
ニーズ調査、子ども・若者実態調査、ひとり親家庭等自立促進計画の
策定に向けたアンケート調査) の実施状況について
(3) 「子育てしやすいまち静岡市」ブランディングのための子育て当事者に
よるワークショップの実施について
(4) 第 2 回静岡市子どもの貧困対策推進会議の実施状況について

7 会議内容

■議題 (1) 保育所等の設置認可等に係る意見聴取について

○浅井委員 (意見)

定員を増やす時代が続いてきたが、やっと保育所の定員を減らす時代になったと感じる。定員割れをしている保育園も出てきており、保育園を運営していく立場としては、柔軟に定員を増減できるとありがたい。

今、園長会の中で困っている問題として、保育士の不足によって定員まで子どもを入園させられない園が出始めていることがある。地域の実情等に応じて、柔軟に定員を動かしていけるようにしていただけるとありがたいと思う。

○太田嶋委員（質問）

この議題についての質問ではないが、平成 31 年度以降の、幼稚園や保育所から認定こども園への移行についての動きや意向はいかがか。意向調査の結果等があれば教えてほしい。

⇒子ども未来課

毎年、既存の幼稚園や保育園に対し、認定こども園への移行に関するアンケートを実施している。平成 31 年度も 4 月から 5 月にかけてアンケートを実施する予定であり、現時点では最新の状況はお答えできない。

しかしながら、平成 27 年から 30 年にかけて認定こども園への移行は一定程度落ち着いたのではないかと推測する。今後は、今までのように移行する園が多くなることは想定しづらいが、適宜、アンケート等を通じて各園の移行を把握した上で、適切に対応していきたいと考えている。

■議題（2）「静岡市子ども・子育て支援プラン」平成 31 年度の取組予定について

○垣見委員（質問）

40 頁、No. 150「子ども医療費の助成」について、今までは中学生までが助成の対象であり、1 回 500 円の負担があったと思うが、今度からは高校生までがその対象になるということか。また新聞などには 1/8 の助成などと掲載されていたが、どういうことか。

⇒子ども家庭課

現時点での子ども医療費の助成について、入院では自己負担はなく、また通院では 1 歳以上は 1 回につき 500 円の自己負担があり、0 歳児は無料であるが、この制度が 18 歳まで拡大されることになる。1/8 などの助成というのは、県から市への補助のことであり、市がこの事業を行っていくうえで、県から一部の公費を負担してもらうということで、受給者に直接影響はない。

○津富会長（質問）

全般的に、子ども・子育て支援プランにおける事業数が毎年増えている気がするが、幾つから幾つに変わるのか。新規と終了の数が同じなので、変わらないのか。

⇒子ども未来課

事業数は256で変わらない。終了した事業が10事業あり、新規事業が10事業ある。

○津富会長（質問）

事業数がたくさんあり、大変だと思われるが、幾つくらいの事業数が適当であると考えているか。市のほうで分野ごとの事業数をどれくらいにしたらよいのか、マネジメントや管理をしているのか。

⇒子ども未来課

特に全体の枠として事業数の管理はしていない。各事業の見直しを毎年行い、終了すべき事業があれば終了し、ニーズに沿って重点的に行わなければならないものは新たに構築するようにしている。

○津富会長（意見）

市役所全体で、事業数のマネジメント等が行われると大変にならないと思う。

○垣見委員（意見）

23頁、No.265「子ども食堂交流事業」について、子ども食堂があちらこちらで自由に運営されるより、このようにどこかでまとめるところがあるとありがたい。子どもだけでなく、大人だけで参加しても低額で食事ができる場所があるようで、一般の人が利用できてよいのか疑問であり、もう少し決まりごとを作ってもらえるとありがたい。また、食糧が多く余り、捨てている時代なので、その辺りも合わせて取り組んでほしい。

⇒子ども未来課

子ども食堂交流事業における、子ども食堂同士のネットワークの形成については、市が一定の基準を作り規制をしていくということではなく、各地域で自発的に行われているところを「顔の見える関係づくり」として、一堂に会する交流会の開催やガイドライン等の策定につながることを来年度の新規事業として行っていく予定である。また、大人の利用やその費用負担の設定等については、開催している子ども食堂によって異なり、子どもだけではなく、大人も対象にして広く開放しているところもある。

来年度の予定としては、交流会の開催のほか、各子ども食堂がどのような支援を必要とし

ているか等をまとめたガイドブックの作成、ボランティアスタッフの質の確保のための研修会の開催がある。

○津富会長（補足意見）

子ども食堂は運営方針が様々である。対象を貧困の子どもに限定するとレッテルを貼られ、却って子どもが集まりにくくなることがあるため、広く門戸を開く方向にあるところが多い。運営方針が貧困対策よりも地域コミュニティ対策の方に移行してきており、その辺りを理解してもらいたいと思う。

○荒木委員（質問）

子ども食堂がどこにあるのかわからないが、市内の各区に何か所あるのか。また、その広報は行っているのか。

⇒子ども未来課

平成31年2月4日時点で把握している子ども食堂は、市内に20か所あり、葵区に7か所、駿河区に6か所、清水区に7か所ある。これらの他にも運営されている可能性があるが、届出等の制度がなく、自発的に行われている活動であるため、把握が難しい面がある。

広報については、参加者を集めることに苦慮している子ども食堂もあり、行政に広報の協力や支援をしてもらいたい旨の声があることから、来年度以降、協力できることは行ってきたいと考えている。

○津富会長（補足意見）

市の別の部署で、NPOの活動をネット上でマッピングする事業をやっているところがあるので、そこへ子ども食堂側が申し込めば、市民活動のマッピングに掲載されるのではないかと。ただし、運営者側の話を聞くと、そのようなネット上に掲載すると、遠くの市町からも来てしまう人がおり、却って地元の子どもの来られなくなることがあるので、意図的に避けていることもあるようだ。そこは各子ども食堂の方針によると思う。

○木村委員（意見、質問）

この冬はインフルエンザが流行り、自分の子が通う学校が数日間学級閉鎖になった。インフルエンザに罹っていない子どもも休みになってしまうので、低学年である子を家に置いて

仕事には行けず、私たち親が数日間仕事を休まざるを得ないことがあった。そのような時でも児童クラブには受け入れてもらえず、子どもが行く場所がなかった。会社を休めない人の場合は、子どもに家で留守番をさせることになるのではないかと。噂では、その時は街中に子どもがあふれていたようである。そのような時に対応してもらえないものかと切実に思うが、子どもの面倒を見てもらえるところはあるのかどうか。

また、学校の環境について、私は静岡に来て、小・中学校では冬に窓を全開にして授業が行われていることに驚いた。子どもたちはコートを着て授業を受けているが、フード付きのものは禁止され、なるべく薄いものにするように学校から言われ、なぜ空調が無いのか疑問に感じた。子どもたちは元気だが、環境は良くない。ここで言う話ではないかもしれないが、来年度以降、学校に空調が設置される話が出ており、改善はされていくと思うが、その辺りの拡充もまたお願いしたいと思う。

⇒子ども未来課

一時的に子どもを預かる制度としては「ファミリー・サポート・センター事業」と「緊急サポートセンター事業」がある。それらを利用するためには、予め「お願い会員」として会員登録してもらう必要があるが、「まかせて会員」という市民ボランティアに、困っている家庭の子どもを一時預かりをしてもらえる制度がある。学級閉鎖など、緊急的な事態にどこまで対応できるかはわからないが、制度としては、市にはこのような制度がある。

○木村委員（意見）

私もファミリー・サポート・センターを利用しているが、利用条件のところに「学級閉鎖の際のご利用は控えてください」とされている。

○津富会長（補足意見）

学級閉鎖の際には、たくさんの子どもの行き場所を失う。インフルエンザはいつ流行るかわからないが、市のほうでも問題として認識してもらえればと思う。私としては、学校で子どもたちにアンケートを取ってみてはどうかと思う。

○長澤委員（意見、質問）

11 頁、No. 259「オクシズの森林体感！事業（H31 新規）」については、学童の将来の職業意識の啓発につながり、また地元を知ってもらう上でも大切な事業であると思う。

教室開催が10回となっているが、各小学校で10回ずつなのか、10回がシリーズになっているのか。また何年生くらいを対象としているのかを教えてください。

⇒子ども未来課

所管課の中山間地振興課がこの会議に同席していないので、細かな回答はできないが、10校で行うと聞いており、対象学年までは把握していない。このような事業を既に民間で行っているところがあり、それを考慮したうえで10校と見込んでいると聞いている。

○池ヶ谷委員（質問）

幼児教育の無償化について、2つ質問がある。

一つ目に、保育料の支払い時期について、以前の就園時の助成では、1年間支払いをして年度末に助成金をもらう形であった。次年度から始まる無償化も1年間支払いをして、年度末に助成金をもらう形であるのか、それとも支払い自体がなくなる形であるのか。

二つ目に、給食費については1号認定の子どもと2号認定の子どもで金額がだいぶ違いがあるがなぜか。

⇒幼保支援課

幼児教育の無償化は、本年10月1日より開始される。4～9月分は現行の制度と同様になる。私立の幼稚園に通う子であれば、4～9月分は就園奨励費である。

一つ目の保育料の支払いについては、その方法については現在検討中であるが、保護者への負担をかけないように考えている。

二つ目の給食費については、無償化に伴い取扱いが変わる。まず、3～5歳の子どもの給食費について、現在の制度では、教育を受けている子どもは主食費と副食費が実費負担であるが、保育所やこども園で保育を受けている子どもについては、給食費のうち、ご飯などの主食分が実費負担で、おかずなどの副食分は利用料に含まれている。10月からは、保育所等で保育を受けている3～5歳の子どもの給食費のうち、副食分の取扱いが利用料から実費負担に変わる。

○徳浪委員（意見、質問）

私が勤める短大に「赤ちゃん広場」という0～2歳の子どもが遊びに来る広場があり、そこから保育園や幼稚園に入園していくが、多動や発達障害がある子どもの母親が就園につい

て悩んでいることがある。プランに掲載されている発達早期支援体制の整備（No. 248）や幼児言語指導事業（No. 112）などを拡充してもらえるのは助かるが、担当課がそれぞれ異なっている。就学については義務教育なので丁寧にやってもらえると思うが、就園となると親の自己責任になる面が強く、普通に入園できる子どもの親はよいが、スムーズに入園できない子どもの親は大変である。発達障害の早期発見は非常に重要であり、これから活用されていくと思う。生まれた時からどこかへつながっていき、そこをまとめ、どこかが取り仕切る体制なのかを親が知っておいた方がよいのではないか。

質問として、例えば、保健福祉センターでの健診と、アセスメントをする機関との横のつながりはどうなっているのか。新しい支援ができた時に、それぞれの課がどのように連携しようとしているのか。

⇒子ども家庭課

発達早期支援の1歳半健診の時に、気になる子どもに「あそびのひろば」を紹介し、早期発見をするように、平成30年度から本格的に事業を開始している。アセスメントなので、継続してしばらく子どもの様子を見ていく場合もあれば、専門的なところに早くつなげていく場合もある。横の関係としては、子ども家庭課及び各区子育て支援課から、障害者福祉課の二次支援の場である「ばすてるひろば」、三次支援の場である「いこいの家」などの専門的なところにつなげていく形である。本年度から始めたばかりであり、横の関係がスムーズに行くように心掛けているところであるが、1年が経ち、連携の課題が見えてきている所もあるので、そこは解決していきたいと考えている。

○長谷川委員（意見）

先ほど幼児教育の無償化の話が出て、私の幼稚園では入園説明会の時などにかなり情報を発信しているが、保護者がよく知らないのが現状である。例えば満3歳児の取扱いについては、1号認定では無償化になるが、預かり保育では無償化にはならないなど、細かな部分が本当にわかりづらく、保護者にとっては大変なことである。ぜひ無償化についても、新制度が始まった時と同様に、保護者によく周知をしてほしい。また、私立幼稚園、私立保育園、認定こども園の間で、お金の支払い方法や受取り方にできるだけ差がないようにしてほしい。

○津富会長（補足意見）

アイデアであるが、ネット上で保護者が自分の子どもの当てはまる条件をクリックすると

いくらであるのか、金額が表示されるようなサイトがあると便利であると思う。

⇒幼保支援課

保護者をはじめ、事業者とも情報共有をしていき、支払い等についても、園の先生方の意見を伺いながら園の実情を配慮して検討していきたいと考えている。

○津富会長（質問）

二つ質問がある。一つ目に、静岡市はSDG s の推進をしているが、今回のプランの中で意識している点はあるか。二つ目に、児童相談所では全国的に人員体制が整わず間に合っていないことが多くなっているが、静岡市の児童相談所の人員体制は、どのようになっているのか。

⇒子ども未来課

一つ目のSDG s の考え方のプランへの反映については、次年度に策定する次期プランに反映していくように考えているが、現在の静岡市子ども・子育て支援プランは策定時のものであり、反映はされていない。

⇒児童相談所

二つ目の相談体制としては、大きく分けて、主にケースワークを行う児童福祉司と、子どもの心理ケアを行う児童心理司がいる。児童福祉司については、現在の法律では、人口 40,000 人に対し 1 人の配置であるが、今後の法改正で人口 30,000 人に対し 1 人になる。平成 30 年度は、児童福祉司が 17 人、児童心理司が 7 人いるが、法改正を踏まえ、計画的に増員を図っていく予定である。静岡市では市の組織の中に児童相談所があり、職員の多くは一般行政職員の異動をもってやり繰りしているが、県の児童相談所では福祉職採用の専門職員などが県児童相談所を異動する等、県と市では体制の違いがある。またこの時期、国の強化プランが発出され、特別区や中核市でも児童相談所を設置できるよう法改正が進められており、全国的には東京 23 区や明石市などが児童相談所を設置する動きがある。

○津富会長（質問）

現在は、児童福祉司 17 人と児童心理司 7 人の 24 人の体制であるが、本当は何人くらい必要であると考えているか。

⇒児童相談所

法改正により、必要な児童福祉司の数が増えることを踏まえると、単純に計算すれば児童福祉司だけでも 24 人が必要となる。

○津富会長（意見）

最近見た全国的な統計では、件数ベースの増加に対して人員ベースの増加が 2 分の 1 を切っている状況である。件数ベースで追いついていくには 2 倍以上の人員が必要であるので、是非、庁内で積極的に人員を確保していただければと思う。

○今村委員（意見、質問）

児童相談所の話では、最近の痛ましい事件があった。私たちの支援センターでも一時保育をやっており、最近、児童相談所から子どもの預かりについて問い合わせがあった。母親と子どもを二人では置いておけないという場合に限り、職員が手一杯でも断らないで受け入れることを浸透させている。今のところそのようなケースの扱いはないが、そのような話を承ることも、一時預かりを行う保育士の役割であると思う。

45 頁、No. 177 と No. 178 について、質問が二つある。一つ目に、No. 177「子育て支援センターの整備」について、平成 31 年度に 2 か所を整備するとあるが、設置場所はどこにするなど、先々の見通しはいかがか。二つ目に、No. 178 の「子ども未来サポーター」について、計画では平成 31 年度末に市内で 23 か所全ての子育て支援センターに配置することになっているが、現状ではまだ 13 か所にとどまっている。まだ、その子ども未来サポーターが配置されていない子育て支援センターが何か所かあるが、この先、子ども未来サポーターの設置を 13 か所から増やしていく見通しはいかがか。

⇒子ども未来課

一つ目の子育て支援センター 2 か所の拡充については、計画上では 23 か所までの運営を目指して、平成 31 年度は 1 か所新しく設置していく予定であり、現在、その設置場所や事業主体等について検討中である。もう 1 か所は、休止中の子育て支援センターがあり、再開の目途が立っていない状況である。そこを再開するのか、新たな事業主体でもう 1 か所整備するのか、検討中である。

二つ目の子ども未来サポーターの 23 か所への設置については、子育て支援センターを 23 か所設置した場合に、それぞれに 1 人ずつ設置するという計画である。これまで相談件数等

を見ながら整備を進めてきたが、現在の 13 か所での子ども未来サポーターの使われ方について一旦検討しているところである。来年度は現状の 13 か所のまま運営をしていきたいと考えており、今後はニーズ調査の結果も踏まえながら検討していきたいと考えている。

■報告事項（1）平成 31 年度の主要な子ども・子育て関連事業について

○太田嶋委員（意見、質問）

本日の議題 2 の子ども・子育て支援プランと関連するが、児童虐待が深刻な状態である。虐待を疑われる子どもが表面化してきた後の体制については、少しずつ整ってきているが、虐待に至る前の早期発見への取組について、市として何か考えているのか。

⇒児童生徒支援課

スクールソーシャルワーカーが各学校を巡回しているが、それだけでは足りないところがある。教員の力を上げ、虐待に気づき、貧困で困っている子どもを早く見つけ出せるように、スクールソーシャルワーカーが各学校で教員に研修会を行っている。長期で休んでいる子どもについては、現在、目視をして確認をする調査を行っており、休んでいる子どもの中に家庭の事情等で困っている子がいないか、また学校に来ている子どもの中にもそのような子がいないか、できるだけ早く発見できるようにしている。

⇒子ども家庭課

虐待の早期発見については、平成 31 年 1 月から、新生児（生後 2 週間、1 か月）の健診の助成を始めた。産後うつが発見や、虐待の早期発見が目的であるが、特に 0 歳児への虐待が多くなっているため、今後はこの事業を通じて、早期発見と適切な対応により、虐待防止につなげていきたいと考えている。

⇒児童相談所

児童相談所には虐待の相談が入ってくる。静岡市に限らず全国的に、虐待通報ダイヤル「189」に電話を掛けると、24 時間 365 日、最寄りの児童相談所につながるようになっている。平成 29 年度の静岡市の虐待に関する対応件数は 590 件程度あり、近隣や知人からの通報が 30%程度あった。虐待かどうか迷ったら、「189」へ連絡してもらえるように周知を図っていききたいと考えている。

○太田嶋委員（意見）

各々が取り組んでいるのはよくわかる。私たちの保育現場でも、虐待が行われていないかどうか確認をしているが、それぞれの現場と行政との間でもっと密な連携が必要ではないか。現場は現場で頑張り、行政は行政で頑張っていると思うが、個々の園や学校と行政とは密接に関わっていないと感じる。できれば組織的な連携をより密にして、児童虐待の早期発見の機能を高めていくような取組が必要ではないかと感じている。

○津富会長（意見）

保育園に限らず、医者や保健師など、組織として子どもに接する機会の多い業種があるので、そのような所とタイアップをするとよいと思う。

○望月委員（質問）

「待機児童の解消」のところの、放課後児童クラブについて、二つ質問がある。

一つ目に、児童クラブの開所時間を原則 19 時まで延長することについては、今ある全ての放課後児童クラブで実施される方針であるのか。

二つ目に、放課後児童クラブのハード面の整備を求める声があるが、その課題認識についてはいかがか。

⇒子ども未来課

一つ目の児童クラブの開所時間の延長については、平成 31 年度は市内 79 か所で児童クラブが運営される予定であるが、その 79 か所全ての児童クラブで原則 19 時まで延長する方針である。

二つ目の放課後児童クラブのハード面の整備については、現在、受入れ確保のための整備を順次拡充しているところである。児童クラブ内の設備等について様々な声が上がっていることについては、当課でも把握している。面積など国の基準に従って児童クラブを整備しているが、児童クラブに関する市の条例でも最低基準の環境の向上についても謳われているので、現場からの声を聴き、運営受託者とも協議しながら、できるところから改善していきたいと考えている。

○寺尾委員（意見、質問）

私は市内の児童クラブで働いているが、施設の面では余裕がない。もっと子供たちに広さに余裕を持って過ごさせてあげたいが、実際はかなり狭い。また、ハードの面の拡充も大切

であるが、ソフトの面では支援員の拡充が追い付いていないのが現状である。支援員の質の確保も大切であると思うが、その質の確保はどのようにしていくつもりであるのか。

⇒子ども未来課

現場の声として、支援員の負担が年々増加していることを聞いており、そのような状況の中で、支援員の方々に支えられていることも承知しており、感謝している。運営受託者と毎年協議をしている中で、やはり処遇改善が支援員の確保方策につながる一番の課題であると認識している。各支援員の賃金のベースアップのほか、平成 29 年度以降行っている経験加算の支給、各児童クラブの主任支援員への賞与の支給について検討し、運営受託者と協議したうえで、支援員の確保に努めていきたいと考えている。

○浅井委員（意見、質問）

放課後児童クラブは、本当に子どもたちが困っているから行っていることだと思う。しかし、児童クラブの開所時間を延長していくことは、親子が一緒にいる時間を短くしてしまい、本当によいことなのだろうかと疑問に思う。できれば企業等が子育て中の親を早く返すなど、もっと親子が一緒にいる時間を長くする方策はできないものか。親子が一緒にいる時間は大切だと思うので、その辺りを考えてもらえればと思う。

⇒子ども未来課

言われたとおり、児童クラブだけの問題ではなく、全市的に官民連携も含めての取組が必要になると認識している。児童クラブは家庭の代わりに児童を預かる場であり、やはり子育ての中心は家庭であるので、開所時間の延長については、その時間まで仕事がある方など、本当に必要な方に利用していただきたいと考えている。

○寺尾委員（質問）

子どもの貧困対策の推進に関するスクールソーシャルワーカー活用事業について、小中学校で 12 名、高等学校で 2 名を配置するとあるが、これは常駐していると理解してよいか。

⇒児童生徒支援課

静岡市の小中学校は 12 支部に分かれており、各支部に拠点校となる学校を決め、その拠点校に 1 人ずつスクールソーシャルワーカーを配置している。支部の中にある他の学校には、

要請に応じて行く体制をとっている。

○寺尾委員（質問）

私に関係している中学校でも1週間に1度くらいしかスクールソーシャルワーカーが来ない。拡充するならば、しっかり拡充してほしいと思うが、これからはどのようにしていく予定であるか。

⇒児童生徒支援課

5年ほど前は、市内に5人のスクールソーシャルワーカーしかいなかった。その後、徐々に増やしていき、まず各支部に1人ずつ配置することを目標にしてきて、現在は12支部に1人ずつ、全部で12人配置することとなった。

先に話したが、スクールソーシャルワーカーが一人で走り回ってもなかなか解決しないので、教員の福祉に関する力をつけていくため、スクールソーシャルワーカーによる研修を行っている。それでもうまくいかないのであれば、今後また考えていくが、いまのところこの体制で行っていく方針である。

○寺尾委員（質問）

先生方に研修を行うことはよいと思うが、中学校の先生方は、8割ほどが過労死レベルではなかったか。磨り減って余裕がなく子どもに接している先生もおり、そこへ福祉の面での対応をさせたら、また先生方の仕事が増える。働き方改革の中、平成34年から小中一貫教育が始まり、そこでも一時的に事務量が増えるのではないか。先生方の過労については、どうなるのか。

⇒児童生徒支援課

スクールソーシャルワーカーが配置される前は、教員が家庭訪問や援助などいろいろなことをやっていた。例えば、電気・ガス・水道が止まった家庭への対応なども行い、あらゆるところへつなぐことも教員がやっていた。それが大変であるということで、今ではスクールソーシャルワーカーが行っている。現在は行政でも、いろいろな支援をしてくれるところがある。また校長会でもフードバンクを利用できるようになっており、社会福祉協議会でもフードバンクを用意してくれているので、とにかくそのようなところへつないでいくようにしている。

教員が発見し、スクールソーシャルワーカーに相談し、スクールソーシャルワーカーが行政やその他の支援機関にスムーズにつないでいくことにより、子どもが家庭でいつまでも苦しめない状況を少しずつ実現し始めている。

■報告事項（2）平成30年度アンケート調査（子ども・子育て支援プラン策定に向けたニーズ調査、子ども・若者実態調査、ひとり親家庭等自立促進計画の策定に向けたアンケート調査）の実施状況について

○津富会長（質問）

資料4-3、ひとり親家庭の調査について、今回得られた調査結果が、どのようなところに生かされるのかを教えてください。

⇒子ども家庭課

資料にも出ている養育費相談や面会交流など、あまり認知されていない事業については、力を入れていくことを考えていきたい。またQ33「市等の施策で今後希望すること」の結果では、「教育費の援助」の希望が目立つが、本日の議題で意見に出た「幼児教育の無償化」などのところで活かされていくことになる。

○津富会長（意見）

教育費の援助については、約500人中400人を超える人が希望しており、非常に強い要望であると思うので、検討してもらいたいと思う。

○錦織委員（意見）

一つ目に、資料4-3、Q22の養育費の関係について、Q22-5では養育費の受給の状況について、「受けたことがない」「受けたことがあるが、現在は受けていない」を合わせると半数を超えており、またQ22-2では「養育費の取決めをしていない」が48%もある。養育費は、離別した配偶者にあげるものではなく、子どもを養育する費用であるので、それを払わなくてもよいと思っていることに憤りを感じる。子どもに辛い思いをさせないためにも、養育費は必ず払わなければならないことを皆に認識してもらいたい。明石市の例だと思うが、養育費が支払われていない親に関して、どこからか支払われるような仕組みがあると聞いた。このように養育費が必ず支払われる仕組みが、市の特色の一つとなるように考えてほしい。

い。

二つ目に、資料4-2、8頁にある「自己有用感」で、自分が誰かの役に立っていると思うかについて、「思わない」「どちらかといえば思わない」の回答が想像以上に多いと感じた。その結果が、5頁の「学校に行くのが楽しくない理由」の「意味がないと思うから」などにつながっていくと思う。

また、世間の父親にはもう少し子育ての時間に関わってもらいたいといつも思っているが、市のほうでも企業等と掛け合い、少しでも早く家に帰り、子どもと一緒に過ごす時間を持つようにしてほしいと思う。

⇒子ども家庭課

子どもの養育費や面会交流については、Q22-1で、誰かどこかに相談したかというところで、市の窓口や事業の名前があがってくるように努力と工夫をし、今後も検討していく。

⇒青少年育成課

自己有用感に関する意見については、静岡市青少年問題協議会においても委員の方から同様の意見があった。その委員の方は、人の役に立つと思えることが、自分のことを好きになることと密接な関わりがあるので、子どもにやらせて、ほめて、自信を持たせることを心掛けている、と言われていた。そのようなことが、静岡市の子ども・若者支援のテーマに掲げている「すすんで社会に参画する子ども・若者を育む」ということにつながっていくと思う。

父親の家庭参加について、子ども未来局では父親向けのリーフレットを作っているので、啓発が行われていくと思う。

○津富会長（補足、意見）

明石市では、養育費の取決めが既にある家庭に対して、保証会社が間に入って養育費を立替えて支払い、徴収し、場合によっては取立てる仕組みである。ただし事前に養育費についての取決めがあることが前提になっている。

自己有用感については、全国の高校のランキングのロコミを見ていて、「この学校には満足である」という学校は必ずしも偏差値が高いところではないことがわかる。小学生は違うかもしれないが、学校に行く意義として、友達との関係が一番大きいことを先生方も皆も共有するとよいと思う。

○今村委員（意見）

資料4-3の面会交流について、支援センターでも面会交流が行われることがあるので紹介する。お互いに会いたくない元夫婦であれば、会わないように交流サロンを利用し、時間をずらして子どもとの交流が行われている。そこでも当事者同士または職員との間でのトラブルが起き、私たちが巻き込まれたこともあった。弁護士と一緒に付いて来ることが多く、公共の場である支援センターを使うことに問題はないが、予め連絡があってから来ることもあれば、突然来ることもある。面会交流には難しさがあり、それが調査結果の数字にも表れているのではないかと思った。

報告事項(3)「子育てしやすいまち静岡市」ブランディングのための子育て当事者による
ワークショップの実施について

(意見等なし)

報告事項(4) 第2回静岡市子どもの貧困対策推進会議の実施状況について

(意見等なし)

○津富会長(総括)

以上で会議を終了する。